



平成25年9月1日(日)より、 加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続を簡素化します。

1. 減税手続の簡素化の対象

平成25年9月1日(日)以降に、AEO輸入者又はAEO通関業者が関税暫定措置法第8条に規定する加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告

2. 減税手続の簡素化の内容

※【】内は提出又は提示の根拠となっている法令等の規定。

- (1) 輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書並びに契約書等について、これらの写しを提出することが可能。
【関税暫定措置法施行令第23条第1項、関税暫定措置法基本通達8-5(1)】
- (2) 附属書(税関様式P第7710号)の作成及び提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(2)】
- (3) 確認申告書(交付用)及び生地見本等の提示が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(3)】
- (4) 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及び未裁断の革から製品1個(着)を製造するために必要な革の面積を記載した書類の提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(5)イ及びロ】
- (5) 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類及びマスターパターンのマーキング仕様書又はこれに代わる書類、写真等の提出が不要。【関税暫定措置法基本通達8-5(6)イ及びロ】
- (6) 個別評価申告書について、輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を記載した一覧表(管理表)のみを添付して提出することが可能。
【関税法施行令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同令第4条の2第1項第11号若しくは第12号】

3. 留意点

上記簡素化された減税手続の利用に当たっては、AEO輸入者又はAEO通関業者が次の実績等の管理を適切に行う必要があります。

- (1) 輸出原材料の輸出実績、製品の加工又は組立の際に生じる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績
- (2) 上記2(3)の確認申告書(交付用)及び生地見本等
- (3) 上記2(4)又は(5)の加工仕様書等
- (4) 上記2(6)の一覧表(管理表)への輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等の記載

(注) 加工再輸入減税制度を利用して行う輸出申告における減税手続に変更はありません。